



福島医発第 654 号
平成 25 年 6 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

嘉麻市子ども医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて

今般、平成 25 年 7 月 1 日診療分から入院に係る子ども医療費支給制度の対象を、現行の小学校 3 年生までから、小学校 6 年生まで引き上げる旨、嘉麻市より別紙の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、嘉麻市役所市民課国保年金係 (0948-62-5679) までご照会ください。

記

1. 改正日：平成 25 年 7 月 1 日

2. 改正内容

(1) 入院に係る嘉麻市子ども医療費支給制度の対象者を下記の通り拡大する。

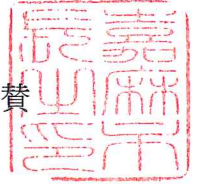
	現行	改正後
対象者	小学 3 年生 (9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日) までを対象	小学 6 年生 (12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日) までを対象
自己負担額	6 歳就学前 …無し 6 歳就学以上 …500 円/日 (月 7 日限度)	6 歳就学前 …無し 6 歳就学以上 …500 円/日 (月 7 日限度)

※小学校就学前児及び小学校 1 年生から 3 年生までの子ども医療受給者並びにひとり親医療受給者及び重度障害者医療受給者の同年齢児については、変更はありません。

25 嘉市第 133 号
平成 25 年 5 月 14 日

社団法人福岡県医師会会長 殿

嘉麻市長 松岡 賛



子ども医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（通知）

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から公費（子ども・障がい・ひとり親）医療制度につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、嘉麻市では平成 25 年 7 月 1 日から子ども医療の入院対象者について、現状の小学校 3 年生までから、小学校 6 年生までへ引上げることいたしました。

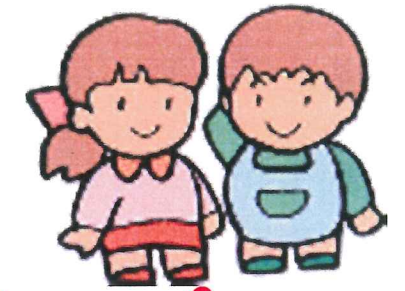
これに伴い、新たに、小学校 4 年生から 6 年生までは、1 医療機関等（薬局は除く）の入院 1 日 500 円（1 ヶ月 3,500 円を上限）を自己負担とし、それ以外の自己負担分が市の公費負担となります。この市公費負担分につきましては、保険医療機関窓口での現物給付の取扱いを行っていただきたいと考えております。

また、小学校就学前児及び小学校 1 年生から 3 年生までの子ども医療受給者並びにひとり親医療受給者及び重度障がい者医療受給者の同年齢児につきましては、今までどおり、保険医療機関窓口での取扱いの変更はありません。

今回の子ども医療費支給制度の改正につきましては、平成 25 年 6 月 1 日号の市報により、市民の方へ周知をいたしますが、周知徹底を図るため、別紙ポスターを飯塚医師会にお願いし、保険医療機関の窓口で掲示していただきますことをご報告いたします。

お問い合わせ先：嘉麻市役所 市民課 国保年金係

TEL 0948-62-5679（直通）



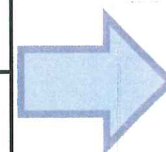
子ども医療の入院が 小学6年生まで拡大されます。

☆平成25年7月1日から入院が小学6年生まで、新たに拡充されました。

(障がい者医療・ひとり親医療を除く)

変更前

	対象者	自己負担額
通院	0歳～9歳※	6歳就学前 …無し 6歳就学以上…600円/月
入院	0歳～9歳※	6歳就学前 …無し 6歳就学以上…500円/日 (月7日限度)



変更後

	対象者	自己負担額
通院	0歳～9歳※	6歳就学前 …無し 6歳就学以上…600円/月
入院	0歳～12歳※	6歳就学前 …無し 6歳就学以上…500円/日 (月7日限度)

※ 9歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。

※12歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。

※上記金額を医療機関（薬局を除く）ごとに負担します。



問合せ  嘉麻市 市民課 国保年金係 62-5679

